

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、寒川町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の地域について災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1） 乙の町内において、災害による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 乙の災害対策本部が設置されたとき。
- （3） その他甲又は乙が必要と認めたとき。

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の交換する情報内容は、次のとおりとする。

- （1） 浸水、人的被害、避難勧告、その他の一般被害の状況に関する事項。
- （2） 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事項。
- （3） その他甲又は乙が必要と認めた事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙の災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

この場合において、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。



(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自を保有する。

平成23年12月20日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修



修

乙) 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町長 木 村 俊 雄

